

付属明細書 13年度

1. 貸借対照表項目に関する明細

① 未収金の明細

未収金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 方	本年度末残高
年金返納金	受給者等	1,936

② 固定資産の明細

固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額（本年度発生分）	本年度末残高
(有形固定資産)						
土地	52,050	181	14	—	—	52,217
立木竹	194	0	0	—	—	195
建物	45,169	3,735	98	1,916	—	46,890
工作物	23,316	1,822	108	2,213	—	22,816
船舶	0	—	—	0	—	0
物品	—	—	—	—	—	—

③ 出資金の明細

出資金の増減の明細

(単位：百万円)

種 類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
出資金	52,552	—	74	6,333	—	—	46,292

出資金の明細

(単位：百万円)

出資先	特別会計 BS 額	出資先・資産	出資先・負債	出資先・純資 産	出資先・資本金	特別会計から の出資額	出資割 合	純資産額によ る産出額	使用財務 諸表
年金資金 運用基金		(A)	(B)	(C=A-B)	(D)	(E)	(F=E/D)	(G=C×F)	
総合勘定	1	43,719,703	43,719,280	423	100	1	1%		行政コスト 4 計算書
承継一般勘定	46,291	8,752,259	7,891,910	860,349	1,014,654	46,291	5%	39,251	行政コスト 計算書
合計	46,292	52,471,963	51,611,191	860,772	1,014,754	46,292	5%	39,267	

④ 未払金の明細

未払金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 方	本年度末残高
2・3月分年金給付	受給者等	964,365

⑤ 資産評価差額の明細

資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発 生原因
土地	△19,513	————	————	△19,513	価格改定
立木竹	△7	————	————	△7	価格改定
建物	△4,609	————	————	△4,609	価格改定
工作物	△1,446	————	————	△1,446	価格改定
船舶	△0	————	————	△0	価格改定
計	△25,576	————	————	△25,576	

注記. 平成 11 年度財政再計算の概要 (国民年金)

I. 国民年金の財政方式

(1) 国民年金の財政方式

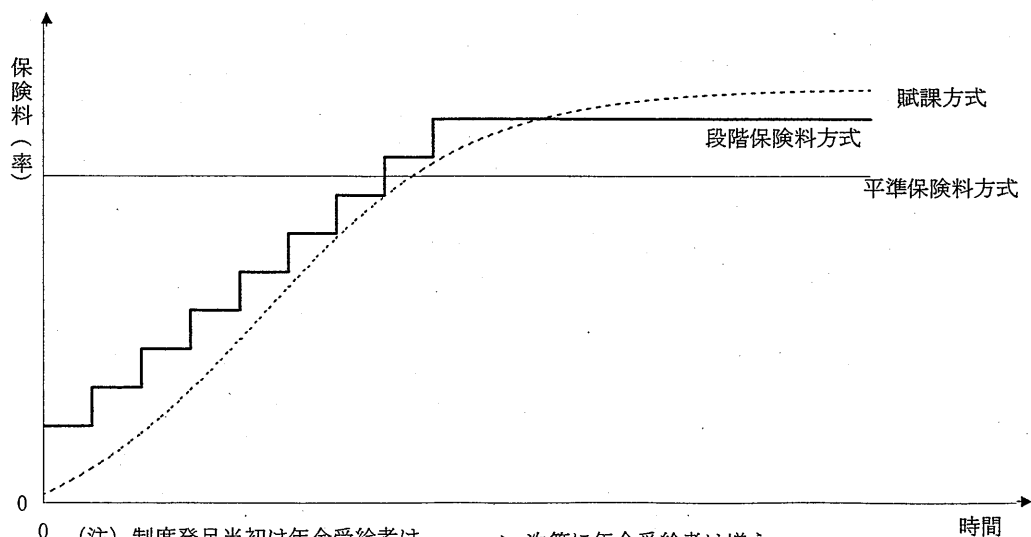
国民年金においては、現在、保険料を将来に向けて、段階的に引き上げていくこととしている。国民年金よりも歴史の古い厚生年金の場合には、昭和 17 (1942) 年の制度発足当初 (当時は労働者年金保険) には、財政方式として平準保険料方式が採用された。ここで、平準保険料とは、将来にわたって一定で収支均衡が図られるような保険料のことである。しかし、戦後の昭和 23 (1948) 年、急激なインフレの中、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮して、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、昭和 29 (1954) 年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、このとき以降、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけではなく、保険料率の将来見通しも作成することとなった。さらに、昭和 48 (1973) 年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み (物価スライド・賃金再評価) が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、保険料率を将来に向けて段階的に引き上げていくことをあらかじめ想定し、その将来見通しに基づいて当面の保険料率を設定する財政方式 (段階保険料方式) がとられることとなった。

国民年金の場合も、制度発足当初の昭和 36 (1961) 年、財政方式としては平準保険料方式が採用されたが、その後は厚生年金と同様、段階保険料方式がとられることとなった。なお、基礎年金給付を行うのに必要な費用は、毎年度、厚生年金制度、国民年金制度等からの拠出金でまかなうことと払っており、この拠出金は、賦課方式的に算定されているが、国民年金制度 (第 1 号被保険者) としては、将来の拠出金という支出に備え、賦課方式ではなく段階保険料方式によりその費用を準備している。

段階保険料方式は、積立方式の要素を持ちつつも、物価スライド・賃金再評価等のための費用のかなりの部分を後代負担とする、賦課方式の考え方も持った財政方式ということことができる (図表 1 参照)。

(注) なお、平成 11 年の改正により既裁定者については物価スライドのみを行うこととなった。

図表 1 年金の財政方式



(2) 保険料引上げ計画と積立金の役割

国民年金の財政再計算においては、年金制度を将来の世代に確実に受け継いでいくため、現在の世代と将来の世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、将来の保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料の段階的な引上げを行うこととしている。

すなわち、今後、少子・高齢化が進行する見通しとなっているが、それに備えて積立金を保有しておくことにより、将来的には、その積立金の運用収入を活用する分、保険料を賦課方式における保険料よりも継続的に低く出来るというメリットがある。たとえば、賦課保険料のピーク時には、保険料を6,000円程度(国庫負担1/3の場合。平成11(1999)年度価格)も低くすることができる。積立金は、将来世代の負担を軽減し、世代間の負担の公平化に寄与している。

このことは、積立金を取り崩すことにより保険料を引き下げ、その時点における保険料負担を軽減したとしても、将来的には、積立金が少なくなった分だけ運用収入が少なくなり、結局は、将来、保険料を引き上げる必要が生じるということの意味する。そうなれば、世代間の負担の不公平を増大させることとなり、ひいては年金制度への信頼を損うことになりかねない。

平成11年の改正制度では、当面、保険料を据え置くこととなっているが、据置きにより将来の世代の負担を過重なものとしないう、保険料の引上げ幅を、毎年600円(平成11(1999)年度価格)としている。

平成11年の改正制度では、国民年金では、積立度合(前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率)が、平成37(2025)年度で、2.6、平成62(2050)年度では、2.4となる見通しとなっている。この積立度合は、財政状況と無関係にある一定の目標水準を設定しているものではなく、上記のような考え方にたった保険料計画、すなわち保険料の引上げ幅や最終保険料水準により決まってくる性格のものである。

II. 財政再計算の考え方

(1) 財政再計算の位置づけ

国民年金においては、財政再計算を少なくとも5年ごとに実施することが義務づけられており、人口構造の変化、雇用構造、就業構造の変化、賃金・物価・金利の変動等の社会経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえて、新たに被保険者(加入者)数・年金受給者数、年金給付費等の推計を行い、給付と負担を均衡させるよう将来の保険料引上げ計画を策定することとなっている。なお、このプロセスの中で、制度改正も行われる。

このように財政再計算を少なくとも5年に一度行うことにより、社会経済情勢の変化に対応し、国民年金制度を長期的に安定したものとすることができるわけである。

(2) 平成11(1999)年財政再計算の前提

平成11(1999)年の財政再計算に際しては、以下のような数値を用いて計算を行っている。

① 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口(平成9(1997)年1月)における中位推計を用いている。前提となった出生率等の主な指標について前回の将来推計人口(平成4(1992)年9月)と比較したものは、図表2のとおりである。

図表2 日本の将来推計人口—平成9(1997)年1月推計と平成4(1992)年9月推計の比較

	平成9(1997)年1月推計	平成4(1992)年9月推計
(65歳以上人口)÷(20~64歳人口) (平成62(2050)年)	64.6%	55.6% (参考推計)
平均寿命	男 79.43年 女 86.47年 (平成62(2050)年)	男 78.27年 女 85.06年 (平成37(2025)年)
合計特殊出生率	1.61 (平成62(2025)年)	1.80 (平成37(2025)年)

②労働力率の見通し

労働省職業安定局推計(平成10(1998)年10月)を用いている。平成37(2025)年に向けて、男子の労働力率は60歳台前半において若干上昇、女子の労働力率は20歳台後半以上のすべての年齢層において上昇する見通しとなっている。高齢者や女子の就労が進めば、将来の労働力人口の減少を補うこととなるが、財政再計算では、このような将来高齢者や女子の労働力率が上昇する要素も織り込んで見通しが立てられている。

③基礎数

直近の被保険者(加入者)・年金受給者の統計データであり、国民年金の実績に基づき設定している。

④基礎率(人口学的要素)

被保険者(加入者)数、年金受給者数が今後どのように変化していくのかを推計するための率であり、国民年金の実績に基づき設定している。

⑤基礎率(経済的要素)

年金制度は長期的な制度であることから、経済的要素の前提は長期的な観点から設定すべきものである。このことから、経済的要素の前提については、これら各要素および関連指標の過去の実績および公表されている経済関係の将来見通しを踏まえ、具体的に、次のように設定している。

ア. 物価上昇率

物価上昇率は、過去の実績(過去10年間平均で1.5%)を踏まえ、1.5%と設定している。

イ. 賃金上昇率

実質賃金上昇率(=賃金上昇率-物価上昇率)は、過去の実績(過去10年間平均で1.0%)や将来の実質GDP成長率の見通し(おおむね1%程度)を踏まえ1.0%とし、賃金上昇率を実質賃金上昇率(1.0%)+物価上昇率(1.5%)より2.5%と設定している。

ウ. 運用利回り

年金積立金の運用は国内債券が中心的な役割を果たすことから、運用利回りは国内債券を軸に設定することとなる。

ここで、資金運用部への新規預託金利が過去の実績で賃金上昇率を1.5%程度上回っている(注1)ことや、国内債券収益率が過去の実績で短期金利を1.5%程度上回っている

(注2) ことから(短期金利を賃金上昇率2.5%と同程度とみる)、運用利回りを4%程度と設定している。

(注1) 資金運用部への新規預託金利は、過去10年間平均で標準報酬上昇率を1.7%超過。

(注2) 近年、短期金利の異常な低下により国内債券収益率の短期金利からの超過リターンが拡大していることから、直近5年間を除いて、過去20年間の短期金利からの超過リターンをみると、その実績平均は1.5%程度。

エ. 年金改定率(新規裁定者分)

新規に裁定される年金額は、現役の可処分所得の伸びにあわせて決定されるので、将来的には、賃金上昇率と同じく、年当たり2.5%としているが、今後当分の間、現役の負担が大きくなることから、平成36(2024)年財政再計算期までは2.3%としている。

なお、国民年金は、賃金(消費水準)や物価の上昇に応じて年金額が引き上げられる仕組みとなっているので、最終保険料は、運用利回りと賃金や物価の上昇率との相対関係で決まる。すなわち、金利の低下により積立金の運用利回りが低下したとしても、同程度に、賃金や物価の上昇率も低くなっていれば、年金財政(最終保険料水準)に大きな影響を与えない。

⑥保険料計画の基本的考え方

国民年金の保険料について、現在の世代と将来の世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、将来の保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料の段階的な引上げを行うこととしている。

Ⅲ. 年金の財政見通し

(1) 国民年金の将来見通し

①被保険者(加入者)数、受給者数の見通し

基礎年金の支え手である基礎年金拠出金算定対象者数は平成12(2000)年度には62.3百万人であるが、労働力人口の減少を反映して、年々減少し、平成37(2025)年度には52.6百万人になる見通しである。また、国民年金の第1号被保険者数は、平成12(2000)年度には12.8百万人であるが、労働力人口の被用者化が進む見込みと労働力人口そのものの減少の見込みから以降は減少し、平成37(2025)年度には10.1百万人となる見通しである。

老齢基礎年金の受給者数は、平成12(2000)年度には20.8百万人であるが、平成37(2025)年慶には33.5百万人へと急激に増加する見通しとなっている。また、老齢基礎年金の受給者数の被保険者(加入者)数に対する比率は、平成12(2000)年度には29.8%であるが、平成37(2025)年度には55.7%へと急減に上昇する見通しである。

②保険料の将来見通し

改正前制度のままでは、平成12(2000)年4月以降、毎年の保険料の引上げ幅を500円(平成11(1999)年度価格)とした場合、平成37(2025)年4月以降の保険料は26,400円(平成11(1999)年度価格)となる。

改正制度では、保険料率を5年間据え置き、平成16(2004)年10月の国庫負担割合の1/2への引上げ時に3,000円(平成11(1999)年度価格)引き下げ、平成17(2005)年4月に10,000円(平成11(1999)年度価格)とし、以降は毎年度600円(平成11(1999)年度価格)ずつ引き上げると平成32(2020)年4月以降の保険料は18,500円(平成1